

介護保険システム等標準化検討会（第1回）

令和8年5月29日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 （第1回）

令和8年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和8年5月29日

事務局提出資料

1. 令和8年度に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書【第6.0版】を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下です。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和9年度(第10期)介護保険制度の見直しの検討	制度改正	2~4頁	令和8年8月 ／令和9年1月 ※対応案件によって 適切な時期を判断予定。
2	介護分野におけるDXの推進への対応の検討	制度改正	5頁	
3	税制改正対応への対応の検討	制度改正	6頁	
4	一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討	制度改正以外	7頁	令和9年1月

※1 現時点では制度改正に関する内容は未確定の内容が含まれており、施行時期も具体的に示されていないものも含まれているため、標準仕様書の改定時期は施行時期を踏まえ検討し、改定内容に応じた適合基準日等に見直す予定です。

※2 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき定める厚生労働省関係システムに関する標準化基準案(パブリックコメントの期間:令和8年3月11日~令和8年3月25日)を踏まえた機能標準化基準の策定作業に伴う訂正を必要に応じて、実施する予定です。

※3 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。

2. 検討論点1の概要について(1/3)

- 検討論点1「令和9年度(第10期)介護保険制度の見直しの検討」は、第221回国会(令和8年特別会)提出法律案の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」に示される以下の改正内容を踏まえ、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型(「特定地域サービス」)の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのため事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業(支援)計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

特定地域サービスの創設

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の創設

(検討論点2を参照のこと)

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

- ① 関係団体等(公的機関、地域の事業者、養成施設等)で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員(ケアマネジャー)に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加(第二種社会福祉事業等)し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム(DWAT)として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日(ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日)

1 ②は令和9年4月1日
1 ⑤は公布後2年以内、
もしくは3年以内
1 ⑥は公布後3年以内

【出典】 第221回国会(令和8年特別会)提出法律案の「社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要」より

2. 検討論点1の概要について(2/3)

- また、改正の概要にて提示した内容に加え、「社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱」に示された改正内容を踏まえ、標準仕様書に影響することが想定される要綱は以下のとおりで、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

- | |
|---------------------------------|
| 第2 介護保険法の一部改正 |
| 4 夜間対応型訪問介護を廃止する。（改正前第八条第十六項関係） |
| 5 要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項 |
| 7 特定福祉用具販売に係る費用に関する事項 |
| 12 第一号介護予防支援事業の実施に関する事項 |

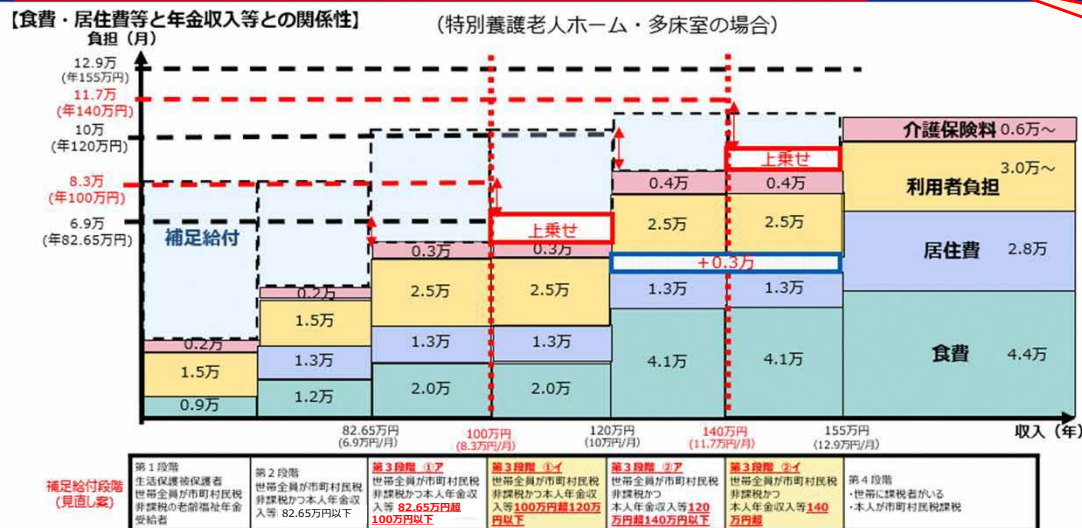
【出典】 第221回国会(令和8年特別会)提出法律案の「社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱」より抜粋

2. 検討論点1の概要について(3/3)

- また、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年12月25日)において、補足給付に関する給付の在り方として、令和9年度から所得段階の区分の細分化を行うべきとされたことを踏まえ、所要の見直しを予定しています。

補足給付に関する給付の在り方

- 能力に応じた負担とする観点から精緻化し、所得段階間の均衡を図る観点から、第3段階①及び第3段階②を更に2つに分けた上で、「第3段階①イ」、「第3段階②ア」「第3段階②イ」の負担限度額を引き上げ、各段階の負担の公平化を図ることとする。
- 見直しに当たっては、各段階の年金収入等と食費・居住費、利用者負担等との差額の差の均衡を図る範囲で負担限度額を引き上げる。
- 具体的には、令和8年8月から、「第3段階②(年金収入等120万円超)」の居住費の負担限度額を月0.3万円引き上げる(下図の赤枠)。令和9年度中に、所得段階の設定を精緻化し、「第3段階①イ(年金収入等100万円超120万円以下)」及び「第3段階②イ(年金収入等140万円超)」の所得段階について、負担限度額を引き上げる(下図の赤枠)。



補足給付の所得段階の区分の細分化(R9.8~)

【出典】 社会保障審議会介護保険部会第133回 (令和7年12月25日)参考資料1を改変

- その他の令和9年度(第10期)介護保険制度の見直しに関する事項が提示された際には改正内容を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

3. 検討論点2の概要について

○ 検討論点2「介護分野におけるDXの推進への対応の検討」は、検討論点1にて示した改正概要1⑥の一部「介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直し」について、以下の改正内容を踏まえ、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

また、当改正内容などを踏まえ、介護情報基盤における機能や「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」の改版が行われる場合、改版内容を踏まえ、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

第2 介護保険法の一部改正

2 電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

- (1) 「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等を受けようとする要介護被保険者等が、市町村に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいうものとする。（第七条第十項関係）
- (2) 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第十二条第四項関係）
- (3) 被保険者証の添付、記載、返付等に関する規定の整備を行う。（第二十七条第一項、第七項、第九項等関係）
- (4) 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証の提示等により、当該指定居宅サービスを受けるものとする。（第四十一条第三項関係）
- (5) その他所要の改正を行う。

【出典】 第221回国会(令和8年特別会)提出法律案の「社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱」より

4. 検討論点3の概要について

- 検討論点3「税制改正対応への対応の検討」は、「令和8年度厚生労働省関係税制改正について」(令和7年12月26日(金)公表)の「令和8年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」により、検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講じるとされていることから、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定しています。

介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定) (こども家庭庁と共同要望)

1 大綱の概要

- 介護保険法の介護給付等について、介護保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置等を講ずる。
- 介護保険法等の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

2 制度の内容

- 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和9年度から始まる次期(第10期)介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る必要がある。
- そのため、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行ったところであり(※)、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

(※) 2040年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

講じられる措置内容を踏まえ、標準仕様書に影響がある場合は所要の見直しを予定

5. 検討論点4の概要について

- 検討論点4「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討」は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和9年度末までに所要の検討を行うとされていることを踏まえて、一部機能の経過措置となった機能等についての検討を予定しています。

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2. (5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

- また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

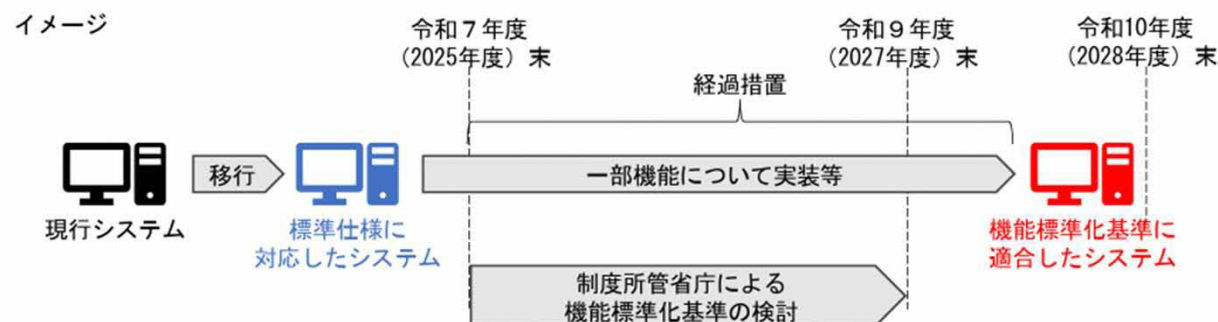
① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

具体的な検討内容は、今後事務局にて整理する予定です。



【出典】 デジタル庁ホームページ「標準準拠システム移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について」